

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 21 日

各 団 体 各 位

奈良労働局労働基準部
健康安全課長

三脚脚立の労働安全衛生規則第 528 条
第 3 号に係る安全対策の徹底について



標記につきましては、平成 28 年 9 月に、造園業に従事する労働者が三脚脚立を使用
中、バランスを崩して転落し、死亡に至る労働災害が発生しました。

本災害について調査した結果、当該三脚脚立には労働安全衛生規則第 528 条第 3 号で
規定している「脚と水平面との角度を確実に保つための金具等」が備えられておらず、
代わりの金具等として鎖チェーンが備わっていたものの、脚が不意に閉じるのを防止で
きない機構となっていたことが判明しました。

今般、（一社）軽金属製品協会より、三脚脚立を製造している同協会の会員メーカー
において三脚脚立の脚の角度を一定に固定できる後付け金具の販売を開始したとの報
告を受けました。

つきましては、三脚脚立使用時の災害防止の観点から、当該安全対策を講じた三脚脚
立を使用するとともに、脚の角度を確実に固定して使用するよう会員等へ周知いたさ
けますようお願い申し上げます。

※軽金属製品協会のホームページ
http://www.apajapan.org/APA2/m-hashigo_02.html

【参考】労働安全衛生規則第 528 条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用して
はならない。

- 1 （略）
- 2 （略）
- 3 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚
と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 （略）